

バンタン

『学生支援緊急割引制度』

申請の手引

2020年6月

# 目次

1. 募集要項等
  - (1) 募集時期
  - (2) 割引金額
  - (3) 割引方法
  - (4) 支給対象者の要件（基準）
2. 申請手順等
3. 問い合わせ及び郵送先

## **本学生支援緊急割引制度の概要**

- 新型コロナウイルス感染症拡大による影響で、経済的困難な状況に陥っている家庭から自立した学生が学びを継続できるよう実施することを目的としています
- 申請については2020年6月15日～7月10日までの間、受付を行います。
- 割引される金額としては住民税非課税世帯の学生は20万円、それ以外の世帯の学生は10万円です。
- 本制度の対象としては株式会社バンタンが運営する各スクールの専門部、高等部の生徒が対象となります。
- 申込みには必要書類の作成後、制度対象要件を満たすことが確認可能な書類とともにバンタン本部へ郵送してください（詳細は4、5ページ）

# 1. 募集要項等

## (1) 募集時期

申請は2020年6月15日から7月10日（当日消印有効）となります。

## (2) 対象スクール

- バンタンデザイン研究所（専門部/高等部）
- バンタンゲームアカデミー（専門部/高等部）
- レコールバンタン（専門部/高等部）
- ヴィーナスアカデミー（専門部/高等部）
- バンタンテックフオードアカデミー（専門部/高等部）
- バンタン高等学院マイセレクトコース

※バンタンデザイン研究所キャリアカレッジ、レコールバンタンキャリアカレッジ、バンタンインターナショナルプログラム、バンタンプロフェッショナルランゲージスクールは対象外となります。

## (3) 割引金額

住民税非課税世帯の学生	: 20万円
上記以外の学生	: 10万円

## (4) 割引方法

申請書に記入された申請者本人名義の口座、または親権者の方の口座に上記割引金額と同額を振り込みます。

## (5) 振込日

申請後、バンタンで内容を審査・選考の上、該当者に対して2020年8月末までに振込手続きを進めます。

※制度対象者の決定については口座への振込をもって決定の通知に代えさせていただきます。

## (6) 制度対象者の要件

家庭から自立した学生で、現在アルバイト収入などが大幅に減少している学生を対象としておりますが、申請内容及び各種状況を考慮した上で対象者については弊社において判断します。

弊社としては、ひとりでも多くの学生の方へ学費割引を実施すべく審査いたしますが、必ずしも申請者全ての方への学費割引を保証するものではないことを承知頂いたうえでお申込ください。

### I 以下の①～⑥を満たす者

- ① 家庭から多額（年間 150 万円以上を目安）の仕送りを受けていない
- ② 原則として自宅外で生活をしている
- ③ 生活費・学費に占めるアルバイト収入の割合が高い
- ④ 家庭の収入減少等により、家庭からの追加的給付が期待できない
- ⑤ 新型コロナウイルス感染症の影響でアルバイト収入が大幅に減少  
（2020 年 1～3 月のアルバイト収入で最も収入が高い月と比較して 4～5 月の収入の平均が 50%以上減少）している
- ⑥ バンタンが紹介する以下各種制度を利用している
  - (ア) 国の教育ローン
    - 日本政策金融公庫
  - (イ) 教育ローン
    - 三菱 UFJ 銀行
    - 三井住友銀行
  - (ウ) 学費クレジット
    - (株)ジャックス
    - (株)オリエントコーポレーション
    - (株)セディナ
    - (株)アプラス

### II 上記 I を考慮した上で、経済的な支援が必要だとバンタンが認める者

## 2. 申込手順等

### ■ 申込みの流れ

#### (1) 申込み関係書類の作成

4, 5 ページ記載の必要書類のうち、「学生支援緊急割引制度申請書」について、バンタン及びバンタンが運営する各スクールのホームページに記載されている様式をダウンロードのうえ、必要事項を記入してください。

#### (2) 必要書類を郵送

定められた期限までに 4, 5 ページ記載の必要書類をバンタン本部（※住所は 5 ページ記載）へ郵送してください。提出前に必要書類が整っているか必ず確認してください。

#### (3) バンタンでの審査

提出された書類を元に制度対象要件に該当するかどうかをバンタン内で審査します。

#### (4) バンタンから学生へ振込

申請時に提供のあった学生等の口座に割引金額と同額を振入れます。

### ■ 必要書類の確認

以下、申請に必要な書類（「1.」及び「2.」）となります。

必要書類	概要
1. 学生支援緊急割引制度申請書	本制度による学費の割引を申請するための書類。

要件		必要書類
2. 制度対象要件を満たすことを証明する書類	①家庭から多額の仕送りが無い	預貯金通帳の写し (2020年1月~2020年5月)
	②原則として自宅外で生活している ※自宅外で生活しているとは生計維持者のもとを離れて自信で家賃を払って生活している状態	■①または②で世帯主が学生本人になっているもの ①住民票の写し ②アパート等の賃貸契約書の写し
	③生活費・学費に占めるアルバイト収入の割合が高い	預貯金通帳の写し (2020年1月~2020年5月)
	④家庭の収入減少等により、家庭からの追加的給付が期待できない	①住民税非課税証明書 ②新型コロナウイルス感染症に係る影響による収入減少があった者等を支援対象として、国及び地方公共団体が実施する公的支援の受給証明書及びそれに類する書類
	⑤新型コロナウイルス感染症の影響でアルバイト収入が大幅に減少している	■①または②で収入の減少がわかるもの ①アルバイト先からの給与明細 ②アルバイト先からの給与振込口座となっている預貯金通帳の写し ※①、②ともに2020年1月~2020年5月分。該当期間全てない場合はある期間のみ
	⑥バンタンが紹介する各種制度（国の教育ローン、教育ローン、学費クレジット）を利用している	制度を利用していると証明できる書類の写し

※必要な書類は、すべて真正な書類を提出することを条件とします。

※上記に記載は無いが別途上記に準じるような書類がある際は問い合わせフォームに問い合わせをしてください。

### 3. 問い合わせ及び郵送先

#### ■ 必要書類の郵送先

〒150-0021 東京都渋谷区恵比寿西 1-31-9

(株)バンタン 学生支援緊急割引制度 事務局 行

#### ■ 本制度に関する問い合わせ先

各スクール HP に掲載の「お問い合わせフォーム」よりご連絡ください

<https://forms.gle/xHAzwDpzvDXrM4XF6>

※新型コロナウイルス感染症の影響を事由とする家計急変において認められる公的支援の例

制度名	主な実施機関	備考
1	新型コロナウイルス感染症特別貸付 小規模事業者経営改善資金（新型コロナウイルス対策マル経融資）	日本政策金融公庫
2	生活衛生新型コロナウイルス感染症特別貸付 生活衛生改善貸付（新型コロナウイルス対策衛経） 新型コロナウイルス感染症に係る衛生環境激変対策特別貸付	日本政策金融公庫
3	危機対応融資	商工組合中央金庫 日本政策投資銀行
4	セーフティネット保証4号 セーフティネット保証5号 危機関連保証	信用保証協会
5	小規模企業共済の特例緊急経営安定貸付	（独）中小企業基盤整備機構
6	小学校休業等対応支援金（委託を受ける個人向け）	都道府県労働局
7	緊急小口資金 総合支援資金（生活費）	社会福祉協議会
8	厚生年金保険料・労働保険料の納付猶予	厚生労働省 日本年金機構
9	国民健康保険料・後期高齢者医療保険料・介護保険料等の徴収猶予	地方公共団体
10	国税・地方税の納付猶予	国税庁 地方公共団体